

# 東南アジアにおける1次產品問題

## —1次產品価格の変動要因と安定施策の問題点—

東南アジアの1次產品市況は依然低迷を続けており、これが最近における外貨事情悪化の主因となっている。とくに、昨年来米国の景気が回復したにもかかわらず、市況の好転がみられなかつたことは、1次產品諸国にとって大きな問題となっている。さきごろ東京で開かれたエカフェ総会において、東南ア諸国から、1次產品の価格安定やその輸出増大を望む声が強く、「1次產品に関する国際貿易会議の開催」、および「コプラ貿易拡大に関する具体策の検討」に関する要請が決議されるに至つたのも、こうした背景からである。またこの7月ジュネーブで開催の第43回国連経済社会理事会においても、1次產品の輸出不振をカバーするため国際機関を設立して補償融資を行なわせようとする構想が検討された。

こういった1次產品問題は、東南ア諸国ばかりでなく、低開発国にとって古くて新しい、また困難にして緊要な課題である。東南ア諸国では工業化を進めつつあるが、これに要する外貨の主要財源は、やはり1次產品を中心とした輸出の伸長に依存しなくてはならないからである。ただ戦後の国際会議でこの問題が幾度か論ぜられ、とくに1959年以降大きな議題として取り上げられていないがらも、まだ十分な対策が打ち出されていないというのが実情であり、今後もいろいろな角度からこの問題が反覆論議の対象となるであろう。

本稿では、東南アの1次產品を中心として、その価格変動要因とくに商品別の特徴を分析し、そのような背景のもとで国際商品協定などの価格安定措置がどのような効果をあげ、また限界をもつてきたかをきわめ、さらに安定策のあり方などについて考えてみることとした。

### 1. 1次產品の価格変動要因

#### (1) 価格変動の一般的背景

戦後の1次產品価格は、朝鮮動乱の勃発によって急騰をみせたが、1952～53年には需要一巡から反落した。その後1次產品の需給緩和がしだいに進んだため、スエズ動乱による1956年後半の一時的あやもどしを除けば、1958年秋ごろまで総じて価格低下の一途をたどった。1959年秋から1960年春にかけては、世界景気の上昇によって相場はかなり回復したもの、1960年後半以降再び慢性的下降に転じ、とくに1961年以降は米国の景気回復も響かず市況低迷のうちに推移している。

このような1次產品市況のすう勢的な軟化傾向は、供給力の増加も一因であるが、最近ではむしろ需要面の構造変化が注目されている。すなわち、供給面では朝鮮動乱以降増産態勢が急速に確立され、その後の農・鉱業の生産性向上あるいは新生産地域の出現などから供給力がかなりふえてきている。しかし、それにもまして問題なのは、技術革新に伴う代替品の進出、原料使用の効率化などによる需要の相対的な伸び悩みである。とくに代替品進出による圧迫は注目すべきで、その典型的な例としては天然ゴムに対する合成ゴムの進出をあげることができよう。ゴムの世界消費は1956年から1960年までに32%ふえたが、その間、合成ゴムの68%消費増に対し天然ゴムは11%増にとどまった。このため天然ゴムと合成ゴムとの生産比率も、1950年の75：25から1955年63：37へ、さらに最近の1960年には53：47とあい半ばするに至っている。とくに世界ゴム消費の4割を占める米国では合成ゴム7、天然ゴム3とその割合が逆転しているほどである。

このほか、綿花・羊毛など天然繊維に対するス

フ・人絹など化織の進出、さらに最近ではこれに代わって石油化学の発達に伴う合織の増加が目立っている。またコプラでは工業用(石けん)における合成洗剤の進出があるほか食用(マーガリンなど)での動植物油脂との競合が問題となっている。さらに、ジュートにおいては穀物などの輸送方式の変化(バラ積みの普及)、紙袋の進出に伴ってジュート袋の用途が減退してきていることも見のがせない。

このように長期的には需給関係の大きな変化が市況を圧迫しているが、さらに短期的ないし特殊な要因がこれに加わって価格変動をいっそう大幅にしている。その最も大きな要因は、いうまでもなく先進工業国の景気波動であり、工業原材料はとくに大きな影響を受ける。そのほか、最近では戦略備蓄在庫の動き(放出)も無視できなくなってきた。米・英の戦略物資は、当初、買付けすなわち需要増としての動きをしていたが、1956年以降適正備蓄量の再検討とともに、それら物資の放出が1次產品市況を圧迫しはじめた。鉛(1957年3月以降)、亜鉛(1957年8月以降)、銅(同11月以降)などの放出もみられたが、とくにゴムと錫のそれが注目されている。

ゴムについては、1960年上期天然ゴム消費量の7~10%に及ぶ放出、1961年10月の米・英両国の放出価格制限の撤廃ないし緩和などが記憶に新しい。また、高騰を続けた錫が1962年にはいってようやく下落足に転じたのも、米国調達局(GSA)が戦略物資放出を議会に要請したからであった。

なお、そのほかの特殊要因として、ソ連・中共など共産圏諸国への介入がある。共産圏諸国における1

次產品の生産あるいは消費は、一般に自由市場に直接影響を与えるほど大きくはないが、時としてそれらの動きが価格安定をそこなうような方向に働くこと、また一般にそれが予測しがたいことから、市況変動を大きくしている。1958年のソ連の錫放出は、需給緩和が著しい時期に行なわれたため価格低落に拍車をかけたし、1960年の放出増などもその例である。

## (2) 商品別にみた価格変動要因の特徴

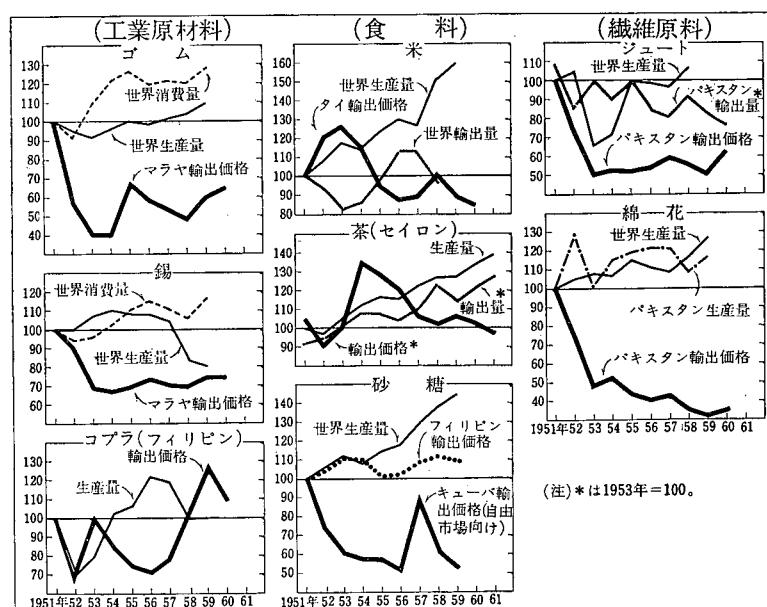
次に、1次產品の変動要因には、個々の商品によって、どのような特徴があるのか、変動の主要因が需要側にあるのか、供給側にあるのかをみておく必要があろう。

東南アジアの1次產品は工業原材料としてはゴム・錫・コプラがあり、繊維原料のジュート・綿花さらに食料では米・茶・砂糖などがおもなものである(第1表参照)。これらの主要商品について消費・生産(輸出量)・価格などを対比させたのが第1図である。以下各グループごとにその特徴を考えてみよう。

[第1図]

主要1次產品の価格と需給との関係

(1951年=100)



(第1表)

## 東南ア諸国における主要輸出品

(1956~60年の年平均)

	金額	構成比
輸出総額	百万ドル	%
ゴム	1,099	20.6
錫	204	3.8
コブラ	299	5.6
鉄鉱石	65	1.2
繊維原料	381	7.2
綿花	95	1.8
バカ	38	0.7
食料		
米	413	7.8
茶	516	9.7
砂糖	191	3.6
その他	476	8.9
石油	110	2.0
木材		

(注) 東南ア諸国はブルネイ、ビルマ、カンボジア、セイロン、台湾、マラヤ、インド、インドネシア、北ボルネオ、パキスタン、フィリピン、サラワク、タイ、ベトナム。

資料: International Financial Statistics および U. N. Economic Bulletin for Asia and the Far East.

## イ. 工業原材料の特徴

まず工業原材料についてみると、ゴムと錫とは同じような傾向を示している。輸出価格の変動は、年によって必ずしも一様ではないが、すう勢としては生産量の動きよりも消費量のそれとパラレルになっており、輸出価格が主として需要面の変動によって左右されることを意味している。これは、生産が年によってあまり大きな変動を示さないのに対し需要の波が大きいからである。すなわち、これらの商品は、輸出先がほとんど欧米先進工業国であり、しかもその需要は、ゴムについては自動車の生産高、錫についてはブリキ生産高ときわめて密接な関係にあり、先進工業国の景気変動によって直接的な影響を受けるからにはかならない。

こうした事情はコプラの場合にはかなり異なっている。本図でも明らかにごとく、コプラの輸出価格は1952年当時を例外として、一般には生産量の変動と相関関係にある。これは①工業原材料といつてもその用途(石けんなど)が景気変動の影響を受けにくいくことに加え、最近は食用としての用

途がかなり増大していること、②一方供給面でも、ゴム・錫に比べると、生産量が自然条件によって大きく左右されやすいうことなどの事情を反映しているためとみられる。

## ロ. 食料の特徴

食料の輸出価格は大局的には供給側の要因によって左右されるが、東南アの食料のうち、米については輸出価格が生産量とではなく輸出量と逆比例の関係にあることがうかがわれる。1951~53年および58年以降においては、世界の生産が増大したにもかかわらずいずれも米の価格が上昇している。これは、前者の時期は戦後の復興期における食料不足、後者の時期は東南アの人口増加などによる需要増から、米産国自体の消費にかなりの部分が吸収され、生産が増加した割には輸出余力がふえなかつたからである。つまり、米の場合、まず自国内の消費に向けられるため、その輸出価格は輸出余力いかんによって左右されるといえよう。

一方、砂糖・茶は総じて輸出価格の動きが輸出量のみならず生産量とも相関関係にある。すなわち、砂糖はスエズ危機を主因とした1957年の急騰など特殊な動きもあったが、一般には輸出価格(キューバの自由市場向け)は生産量の増大に伴つて低下傾向を示している。また茶については、戦後1953年ごろまではその動きがかならずしも明確ではないが、1955年以降輸出価格は生産量、とくに輸出量ときわめて密接な関係をみせている。これは砂糖・茶の場合は米と異なって自国の消費があまり大きくないため、生産国の輸出余力は端的に生産高に左右されるからであろう。

- (注) 1. インドの茶の場合、その輸出価格は輸出量には逆比例するが生産高とはかならずしも相関関係はない。これはセイロンと異なり自国内の消費がかなり高くかつ波があるため生産高と輸出余力とがパラレルに動かないからである。  
2. フィリピンの砂糖の輸出価格はほぼ安定的な推移を示しているが、これは同国の輸出量の大半が米国との双務協定に基づき安定した価格で決められているからである。

こうみると食料の価格は供給力(輸出余力)の多寡によって決まってくるといえる。いうまでもなく、これら商品の需要の動きは世界景気の波

によっては影響を受けにくいので、需給の緩慢を左右するものは主として供給力にあるとみられるからである。

#### ハ. 繊維原料の特徴

繊維原料のジュート・綿花については、本図でみるとおり、その価格の変動がおおむね生産量と逆比例の関係にある。これらの商品は一般に工業原材料としての性格も若干もっているが、他方では生産が天候条件によって左右されやすい農産物、つまり豊凶の差がかなり大きいという特徴をもっている。このため工業原材料におけるコプラと同様、景気変動による影響は比較的小さく、供給側の波動が市況を決定する大きな要因として働いていると考えられる。たとえばジュートは、その用途が南京袋(小麦、砂糖、大豆、羊毛などの梱包用)、壁紙、導火線ないし電線の被覆材料といった分野に限られているため、輸入国の景気変動の影響は間接的である。しかも供給面は世界の6割を占めるパキスタンの生産の変動によって大きく左右されるという性格がある。綿花も同じような性格をもっているうえに、東南アのパキスタン綿花は、糸用は超短纖維のため太番手の糸に、また綿用(いわゆるデシ綿)は脱脂綿・布団綿に使われ、その需要が限られているので生産の増減によって価格が左右される面がいっそう大きい。

## 2. 価格安定施策の評価

以上のような各商品の変動要因の特徴を念頭に置きながら、次に各種の価格安定策がどのような効果をもったか、あるいはどこに限界があったかなどを考えてみよう。現在行なわれている1次產品価格の安定施策は、国際間の措置としては国際商品協定、商品研究会、あるいは双務協定があり、国内措置としては関税、マーケッティング・ボードなどによる調整がある。

### (1) 国際商品協定の効果と限界

#### イ. 錫協定の効果と限界

現行の国際商品協定は、錫・砂糖・小麦・コーヒーの4品目であるが、まず東南アに最も関係の

深い錫について分析を試みよう。

錫は銅とならんで非鉄金属のうちでは最も景気変動に敏感な商品であるが、戦後錫の価格変動幅は銅に比べて著しく縮小しており(戦前の価格変動率は両者とも16%であったが、戦後は銅の15%に対し錫は10%)、とくに1956年錫協定が発効した後はその安定ぶりが目立っている。しかば錫協定はどのような安定措置を講じたか、これを1957年後半から1958年秋までの低落期、および1961年6月以降の急騰期についてみよう。

1957年にはいって、錫価格がエズ動乱後の歐米景気後退を映して漸落の一途をたどったため(1957年3月は1956年ピーク比1割低下)、錫協定理事会は、まず1957年4月以降「緩衝在庫」による買い操作を行なった。次いで1957年12月には協定加盟国に対し緩衝在庫基金の追徴を行なって買い出動を続けた。しかし1957年後半からソ連の錫輸出急増も加わって、市況は一進一退ながら下落傾向を改めなかったので、同理事会は第3の措置として輸出割当に踏み切った。1957年12月から約1年間に漸次輸出割当を削減してゆき、ついに1958年末には1957年実績比半減というきびしいものとなった。こうして市況はようやく下げ止まるに至ったのである。その後米国景気の回復とともに錫価格の反発があったが、輸出割当を緩和する一方、緩衝在庫の売り操作によって相場の急騰を押えることができた。

次に1961年6月以降の動きをみよう。米国景気の回復、世界かん詰需要の増大などから、1961年とくに3月以降相場は強調に転じ、1961年7月以降は900 ポンド(トン当たり、ロンドン相場)の大台をこえ、朝鮮動乱時に次ぐ高水準となった。しかし、すでに輸出割当は撤廃しているうえに、緩衝在庫払底のため協定による価格操作が事実上行詰まりに直面し、価格の高騰を十分には抑えきれなかった。もっとも1962年にはいってからは、米国一般調達本部(G S A)が戦略備蓄在庫の放出を要請したことから騰勢が抑えられている(4月以降やや反落)。

このように国際錫協定は、価格安定の手段として輸出割当と緩衝在庫操作とをもっており、両者を随時発動することによって価格安定化にかなりの効果をあげていた。とくに緩衝在庫操作はその機動的な発動によって価格変動初期には、その波をかなり吸収することができ、有力な武器といえる。1957～58年のように価格が大幅に軟化した場合はドラスティックな輸出割当によらねばならなかつたこと、あるいは1961年の上昇期における緩衝在庫の払底などにみられるように一つの限界があることは認めなければならないが大局的には本協定が価格の安定化に大きく寄与したことにはまちがいない。

しかば、このような価格安定効果は同時に輸出所得の安定効果をも、もたらしたであろうか。前記下降期における東南ア諸国(マラヤ、インドネシア、タイの3国)の輸出収入の動きによってこれを検討してみよう。前にも述べたように1957年から1958年にかけては価格安定のためドラスティックな輸出割当を行なつた。この結果第2図にみられるように、錫の価格は安定したが輸出数量が大きく減少したため、価格に数量を乗じた輸出収入は数量の推移と全くパラレルに減少傾向をたどつた。こうして、マラヤ、インドネシア、タイ3国の輸出収入総額は1957年が前年比13.7%、1958年が同34.9%の減少となつてしまつた。1次産品の価格の安定は輸出収入の安定を目的としていることを考えると、これはゆゆしき問題である。

ただ、このことからただちに協定の意義そのものまで否定してしまうのは早計のようである。上述の下降期に協定が存在しなかつたならばどうなつたであろうかについて、協定発効前の1953年の下降期の動きを参考しながら考えてみよう。第2図のようになれば輸出数量は若干の減少にとどまつたが、価格の暴落によって輸出収入もまた大幅に減少している。マラヤの例をみると1953年は前年に比し、輸出数量は3.8%減とあまり減少しなかつたが輸出価格が24.2%も低下したた

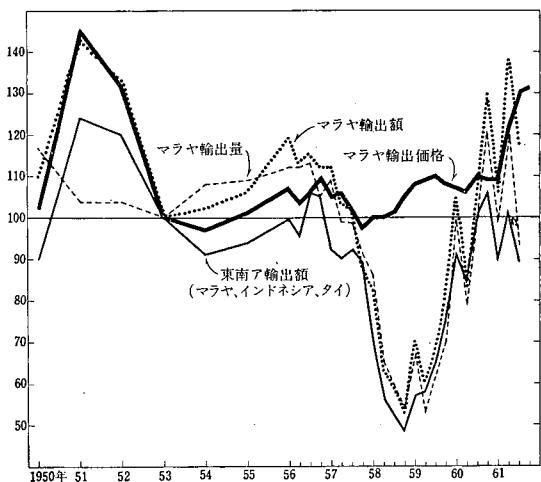
め、これにひきずられて輸出金額も24.9%減となつてゐる(これと対照的に1958年の場合輸出価格は前年比1.0%減にとどまつたが、この場合は輸出数量の34.0%減につれて輸出金額も36.3%減となつてゐる)。もちろん1953年当時と1958年とは客觀情勢が異なるため、両者を一概に比較することは危険であろうが、少なくとも1958年の下降期に、もし協定がなかつたら、かりに輸出数量があまり減らなかつたとしても、価格の暴落によってやはり輸出収入の著減がパラレルに起つたであろうことは想像にかたくない。

以上からいえることは、現行の協定は価格を安定させる効果はかなりあるが、それが強い輸出規制手段に訴えてくると、輸出収入の面に与える効果は、マイナスではないにしても、あまり積極的な効果を期待しがたくなつてくる。しかし協定がなければ生じたであろう価格の暴落による業界への強い打撃と混乱を回避したという効果は評価しうるものと考えられる。ここで見落しえない点は、錫のような工業原材料の場合は、需要側に価格変動要因があるから、需要の側面からの調整ができるないで、供給の側面のみから価格下落を抑えようすれば、いきおい無理が生じやすいといふ

[第2図]

## 東南ア錫輸出の推移

(1953年=100とする指標)



ことである。

#### ロ. 砂糖および小麦協定の安定効果

次に国際砂糖協定についてみよう。砂糖の国際取引には三つの異なった分野、つまり①ここで問題にしている国際砂糖協定の規制対象になる自由市場(世界輸出の45~50%)、のほかに②米国砂糖法に基づく特恵供与取引(同35~40%)、③英連邦砂糖協定による特恵供与取引(同15~20%)がある。東南アジアの主要生産国では、フィリピン(東南アの約6割)は大部分が②の米国との特恵供与取引で価格は比較的安定しており、台湾(同35%)の大部分が①の自由市場取引となっている。したがって、砂糖市況(自由市場)変動が東南ア経済全体に与える影響は比較的限られたものであるが、ここではそういった事情を念頭において台湾の動きを分析しながら砂糖協定の意義を考えてみよう。

砂糖協定は1937年に発足したが、事実上機能を発揮したのは1954年である。戦後の価格変動幅が戦前に比し16%から6%へ縮小しているが、これには一応協定による効果があったと考えてよいであろう。まず砂糖価格の推移と協定との関係からみると①砂糖価格は1954年以降、約2年間は一応協定で規定する安定価格帯内にあったが、その後1956年の上昇期には1956年7月から12月まで累次にわたって輸出割当を拡大、さらに全廢したにもかかわらず、相場の暴騰を抑え切れず1957年後半になってようやく鎮静をみた。当時は、スエズ動乱、生産の不振から需要国の在庫手当が積極化したため、需給の実勢以上に価格が上昇したようである。②1957年後半から1958年いっぱいは価格が比較的安定していた。その後1959年2月から市況は軟調に転じたが、輸出割当の削減措置がとられたため1960年にはいって低水準ながら持直しをみせた。もっとも1960年7月米国がキューバの共産圏接近をきらってキューバ糖輸入を大幅に削減したため、キューバ糖は自由市場に大量に流入し、1960年12月以降再度の輸出削減にもかかわらず市況は落調を強めた。

このように、砂糖協定は輸出割当だけを価格安定手段としているため、1959年の軟調期のように価格変動が小幅な場合には一応安定効果を発揮するが、大幅変動期にはこれを押え切れない。とくにこの商品が農耕作物であるところから錫のようなドラスティックな削減ができるがたい(協定においても輸出割当の削減は、その国の輸出基準トン数の80%までが限度となっている)ため、常に過剰在庫の問題に悩まされ(価格に対する供給弾力性の欠如)、これが市況を圧迫して価格の安定もおむね低位安定にとどまざるをえない。

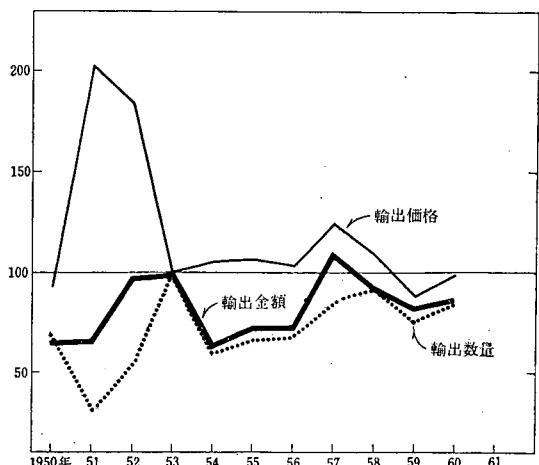
次に協定の輸出収入に及ぼす効果をみよう。台湾の輸出額と価格、数量の関係をグラフ(第3図)でみると、1954年以降輸出金額は輸出数量とパラレルな動きを示しており、かならずしも積極的な所得効果はみられないかもしれない。しかし、かりに協定がなければ、価格軟調期にはいった場合、砂糖は供給弾力性がなく供給量が減らないから、価格低落をいっそう拍車することになり、したがって、輸出収入も一段と減少することになる。こうみてくると砂糖協定が価格軟化を小幅にとどめたことは、輸出収入の減少を多少ともやわらげたという意味で評価してよいであろう。

小麦の場合は、錫・砂糖とかなり趣を異にし、

[第3図]

砂糖輸出(台湾)の推移

(1953年=100)



1953年以降その輸出価格は協定の安定価格帯内に収まり、最も効果があったとされている。小麦協定には輸出国の売却数量を規制する(輸出割当制度)と同時に輸入国の買付義務数量の決めがある。この消費国規制は他協定にみられない有力な価格安定手段であるが、それと同時に重要なことは国際商品としての小麦の特異性である。すなわち、錫・砂糖・コーヒーなど1次産品がほとんど低開発国(輸出国)と先進国(輸入国)との貿易であるのに対し、小麦の場合、取引当事国は輸出国(米国、カナダ、豪州、アルゼンチンなど)、輸入国(英國、西ドイツなど)ともに先進国ないし高所得国が多い。したがって、十分な資力をもっているこれら輸出国は、たとえば商品金融公社(米国)、マーケッティング・ボード(カナダ、豪州など)という形で自国内に小麦を蓄積して需給の調節をはかり、その価格を安定させうるのである。

## (2) その他の安定施策の地位

次に、商品協定以外の安定施策についてみておこう。

まず、国際商品研究会としては、国連機構のもとに、錫(ただし、1956年国際商品協定の発効により研究会は名目的な存在となった)、ゴム、羊毛、および鉛・亜鉛の4研究会がある。また綿花には国際綿花諮問委員会がある。これらの研究会は、加盟国間の協調によって需給事情の調査、消費拡大策、あるいは価格安定のためのゆるい規制措置を示唆しうることになっている。しかしこれらは主として情報交換機関で、参加国に対して拘束力のある活動を行ないえないところに限界がある。たとえば国際鉛・亜鉛研究会では生産制限を申し合せたが、いまださしたる実効があがっていない。したがってこれら研究会は、今後種々の困難はあるにしても、政府間の商品協定へ漸進的に発展されることが望ましいであろう。

次には、輸出入両国間の双務協定があるが、東南アでは米穀の双務協定が典型的である。米産国のタイ、ビルマはインドネシア、セイロン、インドなどと長期双務協定を結んでいる。また、フィ

リピンの対米砂糖輸出は米比協定によって低率関税を享受しており、価格も国際市場より有利となっている(もっとも1974年までにこの特恵は徐々に廃止される予定)。そのほか、パキスタンの綿花・ジュート、インドネシア・タイ・セイロンのゴムなどについても、戦後、先進輸入国との間に協定が締結されていた。しかし、これらの措置は、戦後の復興段階における輸出安定策として一応の効果をあげたが、世界経済の落ち着き、自由貿易化とともにしだいに廃止されたか、廃止の方向にある。双務協定は、最近では米などの特定商品についてのみ適用される特殊形態と考えてよい。

一方、低開発国では、輸出1次産品価格の高水準安定をねらって、国内で種々の対策が講じられている。生産面では生産制限、ないし作付け許可制度、あるいは投資制限などがある。パキスタンのジュート栽培面積の制限、植付け許可地域の設定、インドの茶輸出量の調整などがそれである。また流通面では、マーケッティング・ボードによる価格安定基金の操作があるが、これは国内生産者と国際市場との間に政府の独占機関が介入し、価格安定基金を使って国内の買付価格と国際市場価格を調整する制度である。東南アではビルマ(米)、インドネシア(ココラ)などにこれがみられ、その他の農業国では豪州(小麦、酪農品)、ニュージーランド(肉類、バターなど)にみられる。また輸出税の賦課(マラヤのゴム・錫)、複数為替レートの採用(エクアドルのコーヒー・ココアなど)などによって国際市場価格の変動からの影響を緩和しようとしている。しかし、これらの国内措置も、一国だけでは限界があり、とうてい十分な効果は期待できない。

こうみると、価格安定策の主体は国際的に拘束力をもつ国際商品協定にあり、その他の国際的、国内的諸施策はこれを補完する手段にすぎないといってよいであろう。

## (3) 国際機関による補償措置

さらに、最近国際会議で注目されている金融的な補償措置に触れておこう。この考え方には、1958

年の世界景気後退を契機として国連の場で活発に討議されるようになったものであり、従来の安定策が価格を直接安定させようとするのに対して、これは下落に伴う損失を事後的に補填しようとする案である。すなわち、特定の1次産品の価格低下によって輸出が急激かつ大幅に減少した場合、その減少分(またはその一部)を特定の国際機関から補償させようとするものである。

まず、IMFから一定条件のもとで自動的に補償させようとする案が考えられた。しかし、IMF当局の見解としては、IMFは短期の国際収支不足を補うための短期融資を行なう機関であるから、これに長期の融資までになわせるのは不適当であるとしているため、この考え方は後退してきている。

そこで、新たな国際機関を設立して、これにその役割を果たさせようとの構想が台頭してきた。その一つに「開発保険基金(DIF)による補償の構想」がある。これは、国連経済社会理事会に委嘱された専門家委員会の案であり、その内容は、先進国・低開発国両者から国民総生産ないし貿易額に応じて資金を拠出し(開発保険基金)、ある年の輸出額が基準輸出額を下回った場合、損失の一定割合を基金から補償する。補償の方法は、一般的の保険のように支払を受ける案と、融資する案とがある。さらに今次の国連経済社会理事会で提案されている構想は、米州機構(OAS)の考え方で、DIFの構想に沿って、これに現実性を加味して修正したものといわれている。

いずれにせよ、これらの構想は、先進国がより大きな資金負担をするという社会保険の考え方に基づくものであり、1次産品問題解決の一つのあり方として注目される。しかし、これにも問題が少なくない。たとえば補償の計算方法、支払時期、あるいは一般的の援助との関係など実施にあたってはむずかしい問題がある。さらに、もっと根本的な問題点は、本措置がきわめて順便に行なわれ、低開発国の救済があまりうまくゆくと、低開発国側では金融経済政策の健全化あるいは国際收

支改善への努力がおろそかになりかねないということである。すなわち先進国側からの補償を、後進国の自助の努力とどう結びつけるかが大きなかぎである。その意味で、かかる金融面からの解決策はあくまで補助的手段にとどめるべきであろう。

### 3. 価格安定施策の方向と問題点

こうみてくると1次産品の価格安定をはかるには、おのずから限界はあるにしてもやはり国際商品協定のような措置を中心として行なうべきであると思われる。その場合、現行の商品協定の限界が規制手段の不十分さにあるのか商品自体の特徴ないし性格によって制約されているのかを見きわめることが必要である。このような観点から前に触れた価格変動要因による商品グループと協定および取引関係などを対比させたのが第2表である。

第1のグループは価格変動要因が主として需要側にあるとみられる工業原材料で、このうち協定をもっているのは錫である。前にも触れたように錫協定は、変動要因が需要側にあるにもかかわらず緩衝在庫と輸出割当との2手段によって調節するだけで、需要側を規制しえないところに運営上の限界があった。とくに価格が大幅に低落した際には、緩衝在庫の操作は主として資金面から不十分であり、いきおい輸出割当という供給側からの措置のみによって対処せざるをえないため、価格は安定したが輸出収入の激減を招く結果となつた。そこで緩衝在庫の充実(主として資金量)をはかるとともに、なんらかの形で輸入国側の協力をうることが必須であろう。たとえば、米国、西ドイツといった世界の大手輸入国をまず協定に参加させることが先決である。そして輸入国の輸入義務がかりに条文化されえなくともその加盟によって大手輸入国の協調が強まり、それによって価格の変動が少しでも小さくなればそれは協定の大きな前進といえよう。

錫とならんで東南アに關係の深い工業原材料に

(第2表)

## 主要1次産品の特質と価格安定策との関係

商品別 要因別	工業原材料			繊維原料		食 料					
	錫	ゴム	コプラ	ジュー ト	綿花	穀 物		嗜 好 品			
						小麦	米	砂糖	コーヒ ー	茶	
1. 主たる価格変動要因	需要	需要	供給	供給	供給	供給	供給	供給	供給	供給	供給
2. 商品協定の概要	(1) 加盟国のシェアー 〔加盟輸出国世界輸出に占める比重(%)〕 〔加盟輸入国世界輸入に占める比重(%)〕	96 46①	な な	な な	な な	94 62	な 90	60② ×③	90 な	な な	な な
(2) 運営機構	輸出国規制 生産(在庫)面 流通(輸出)面 輸入国規制 流通(輸入)面 緩衝在庫制度	○ ○ ☒ ◎	し し )	し し )	し し )	×	○ ◎ )	○ ×	×	○ ×	し )
3. 取引環境	(1) 取引関係 先進国対先進国 先進国対後進国 後進国対後進国 (2) 過剰在庫 (3) 代替品との競合 (4) 共産圏の市場介入による影響	○ ○ ○ ○ ×	○ ○ ○ ○ ×	○ ○ ○ ○ ×	○ ○ ○ ○ ○	◎ ⊗ ⊗ ⊗ ○	○ ×	○ ⊗ ×	○ ⊗ ×	○ ×	○ ×

(注1) ○は該当する制度あるいは事情が「ある」もの  
このうち ①は「ある」ことによってプラス効果の大きいもの  
②は「ある」ことによってマイナス効果の大きいもの  
☒は該当する制度あるいは事情が「ない」もの  
このうち ☒は「ない」ためにマイナス効果が大きいもの

(注2) ① 主要輸入国では米国、西ドイツが非加盟。  
② 米・英の特恵取引を含めれば90%をこえる。  
③ 輸入国の加盟なし。

ゴムがある。ゴムの価格安定策を考える場合、錫と同様の問題点を念頭に置かねばならないが、そのほかに合成ゴムとの競合という深刻な問題をかかえている。しかも、天然ゴムの消費国である先進工業国はいずれも合成ゴムの生産国であるところにいっそうのむずかしさがある。国際ゴム研究会が商品協定に発展しえない最大の理由も、このような事情を背景とした消費国側の消極的態度にあるものとみられる。

第2のグループは、その価格が主として供給側の要因によって変動するとみられる食料関係であ

る。このうち協定のあるものは、嗜好品では砂糖・コーヒー、穀物では小麦である。砂糖は輸出割当という供給側からの規制手段をもっているので価格変動をかなりの程度まで調整しうるはずである。しかし、この商品が農産物であるため、大幅な削減がむずかしいうえに、輸出規制がただちには生産制限まで及びがたく、したがって過剰在庫を伴いやすいところに問題がある。コーヒーの場合、協定発足後日が浅いので即断はできないが、砂糖以上に過剰在庫の解消が大きな課題となっている。

この点、同じ嗜好品でも茶の場

合、①生産の大部分がインド、セイロンの2国によって行なわれ、②生産は主として英國資本に依存、③かつ輸出先も英國のウェイトが高いという特殊事情から在庫圧迫は少なく、価格も相対的に安定している。

一方、食料のうち穀類の小麦についていえば、①加盟輸入国に課している取引義務量の比重が高いこと、②先進国ないじ高所得国間の取引であり、輸出国とくに米国が過剰小麦を豊富な資力によって蓄積し、価格低下をささえているため価格は最も安定している。東南アの米は、取引関係が

小麦の場合と似ている(小麦の先進国相互間に對し、米は低開発国相互間)。近年の米の需要は、人口の増加、所得の増加などから増勢を示しており、また一部では双務協定で取引量が確保されているため、東南アの1次產品中では市況が堅調である。しかし、主要輸入国の中では食糧品の自給化を進めており、あるいは生産の集約化能率化をはかっている。当分は現在の人口増加のすう勢などからみて価格の引締まりが予想されるが、将来供給過剰になった場合、資力の少ない低開発国相互間の取引であるだけに、小麦とは対照的に大きな問題となる可能性をはらんでいる。

最後のグループは纖維原料および工業原材料のうちのコプラである。これらには協定を結んでいる商品がないので、その効果と限界はかならずも適確にとらえがたいが、供給面に主たる変動要因があるので、供給面の規制なし調整がまず必要であろう。その意味で、コプラやジュートの生産国が、さきごろのエカフェ総会の決議に応じて、主体的に安定策の検討に乗り出したことは注目されよう。しかし、綿花に対する化・合纖、コプラに対する合成洗剤や植物油の進出、ジュートにおける用途範囲の狭隘化などによって需要自体が著しく伸び悩み、ないし減退傾向にあるだけに、先

行き多難といわざるをえまい。

以上のように、東南ア 1 次產品の価格安定については、むずかしい問題が少なくないが、それぞれの商品の価格変動要因、貿易面での特殊事情などを考慮して安定策それ自体を充実させてゆけば、なおかなりの効果をもたらすと思われる。そのためには、生産国側における生産調整や品質改良、能率化によるコスト引下げへの努力、また消費国側では国際協定への積極的参加、輸入政策の自由化などによる買付けの促進など、国際間の協調によって需給の適正化がはからなければならぬであろう。

しかし、1 次產品の需給は需要構造の変化によって長期的には緩和傾向にあり、またこれら安定策の充実にも限界があるので、東南ア諸国の産業構造の多角化、工業化の推進が緊要となってくる。1 次產品問題の根本的解決には、こういった価格の安定と経済開発による体質の改善とが車の両輪とならなければならない。このような観点に立って、じみながらも諸施策の一つ一つを積み重ね、東南アジアにおける 1 次產品問題のけわしい道を切り開いてゆくことが必要であろう。